

児童発達支援センター

基本方針

児童発達支援に係る指定通所支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

サービスの概要

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

人員・設備・運営の概要

| | | | |
|------|---|---|--------------------------------|
| 人員基準 | 従業者 | 嘱託医 | <input type="checkbox"/> 1人以上。 |
| | 児童指導員及び保育士 | <input type="checkbox"/> 総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上。 <input type="checkbox"/> 児童指導員 1人以上。 <input type="checkbox"/> 保育士 1人以上。 | |
| | 栄養士 | <input type="checkbox"/> 1人以上。 <input type="checkbox"/> 障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる。 | |
| | 調理員 | <input type="checkbox"/> 1人以上。 <input type="checkbox"/> 調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。 | |
| | 児童発達支援管理責任者 | <input type="checkbox"/> 1人以上。 | |
| | 機能訓練担当職員 | <input type="checkbox"/> 機能訓練を行う場合に配置。 <input type="checkbox"/> 児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 | |
| | 看護職員 | <input type="checkbox"/> 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に配置。 | |
| | <input type="checkbox"/> なお、3年（令和9年3月31日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準（医療型、難聴児、重症心身障害児）に基づく人員・設備等による支援を可能とする。 <input type="checkbox"/> 嘱託医を除いて、上記の従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。 ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 | | |
| 管理者 | <input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。 <input type="checkbox"/> ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 | | |

| | | |
|------|------------------|---|
| 設備基準 | 指導訓練室 | <input type="checkbox"/> 定員 おおむね10人。 <input type="checkbox"/> 床面積 障害児1人当たり 2.47㎡以上。 |
| | 遊戯室 | <input type="checkbox"/> 床面積 障害児1人当たり 1.65㎡以上。 |
| | 屋外遊戯場、医務室、相談室 | |
| | 調理室、便所 | |
| | 静養室 | |
| | 支援の提供に必要な設備及び備品等 | <input type="checkbox"/> なお、3年（令和9年3月31日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準（医療型、難聴児、重症心身障害児）に基づく人員・設備等による支援を可能とする。 <input type="checkbox"/> 上記の設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。 |
| 運営基準 | 利用定員 | <input type="checkbox"/> 定員 10人以上。 <input type="checkbox"/> 主として重症心身障害児を通わせる場合 定員 5人以上。 |

そ の 他

| | |
|--------------------|--|
| 運営に関する基準 (一部抜粋) | <input type="checkbox"/> 指定児童発達支援事業者は、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 |
|--------------------|--|

| | |
|--------------------|--|
| 運営に関する基準 (一部抜粋) | <input type="checkbox"/> 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 <input type="checkbox"/> 次の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれの健康診断の全部又は一部に該当すると認められるときは、健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、健康診断の結果を把握しなければならない。 ※児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断→通所開始時の健康診断 ※通学する学校における健康診断 → 定期の健康診断又は臨時の健康診断 指定児童発達支援事業所の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。 <input type="checkbox"/> 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。 <input type="checkbox"/> 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への <input type="checkbox"/> 通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 <input type="checkbox"/> 送迎用の自動車（座席が3列以上）を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止するための装置（※）を装備し、降車時の児童の所在確認を行うこと。 <input type="checkbox"/> ※送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインに適合すること。 |
|--------------------|--|

